

協議事項(1) 小学校の主要通学路について

新設される小学校2校の主要通学路について協議をおこなう。

【検討の方針】

- ・通学路の安全対策には時間がかかるため、令和10年度徒歩通学対象者の所在地は未定であるが検討を進める。
- ・徒歩通学対象者は未定であるが、各新設小学校から直線2km以内の徒歩での通学路を検討する。(バス停留所までの通学路は、停留所決定後に検討する)
- ・現在の通学路を基本として新設小学校への通学路の追加を検討する。

協議事項(2) 小学校の通学方法(スクールバスの対象)について

スクールバスの乗車基準を決定する。

■小学校の通学方法

通学方法		備考
原則	・徒歩	集団登校
徒歩以外	・スクールバス ・市バス(定期:無償) ・専用スクールバス	スクールバスの停留所へも基本は徒歩、集団登校

■徒歩以外(事務局案:おおむね2km以上の考え方)

- ・直線距離で半径2kmにかかる行政区の児童を対象
 - ⇒問題点:スクールバス対象外の地区の児童より、通学距離が短い児童が対象になる場合がある
 - ⇒徒歩通学する距離は同じでも学年によって負担は変わってくるので、低学年の児童への配慮が必要である

【他市の例】

- ・実測距離で2km以上
- ・1.5～4 kmを超える集落・自治会・地区
- ・おおよそ 1.5km 以上離れた場所で民家等人気の無い状態が 500m以上継続する通学路となっている児童
- ・学校から 1.25 km以上の自治会の 1 年生～3 年生の登校時のみ

■乗車基準決定に関する事務局提案

- ・基準が未決定のままではルート案の作成や具体的なバスの台数も検討できないため、令和6度中にスクールバスを利用する場合の基準を一度決める。
- ・決定した基準をもとにルート案を作成し、部会等で協議をしながら最終案を決定する。
- ・小中学生全員、組回覧、公民館、保育園へお配りしている協議会だよりを利用し、スクールバスの乗車基準について地域や保護者の方に広く意見をお伺いする。
- ▶以上の事務局提案を承認し、協議会だよりに示す基準は2kmまた協議会だよりにはこれまでの部会意見も掲載することを部会協議にて決定。

■事務局提案

「直線2kmにかかる行政区を対象」から「自宅から学校までの実距離が1.5km以上を対象」に変更

協議事項(3) 中学校のスクールバス停留所までの安全対策について

角田地区の中学校のスクールバスの停留所までの通学路の安全対策について協議をおこなう。

【検討の方針】

- ・角田地区の中学校のスクールバス停留所は、ほとんどが現在の角田小中学校の通学路上に設置されているため、停留所までの通学路は現状の通学路と同様になると考える。
- ・現在の通学路の安全対策については、各学校より要望をおこなうため、現在の要望箇所以外で安全対策が必要な通学路について検討する。